

# 定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 総合政策部 空港・基地政策課，管財総務課，スマートシティ推進課
- 2 監査実施日 令和4年1月26日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和3年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 表 靖二

## 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，総合政策部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

## 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

## 8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

## 9 監査の結果に添える意見

<空港・基地政策課>

本市では小松基地が所在することに起因し、国・県から補助金や交付金が交付され、公共施設をはじめとする周辺地域の生活環境の整備などに活用されている。今後も、行政としてこれらの補助金等を最も効率的に、かつ、市民にとって最も有用な形で活かし、市政の発展と住民福祉の向上に寄与するよう努められたい。

<管財総務課>

ア. 行政事務の実施においては、条例・規則等の規定に基づく適正な運用が求められる。

運用の実態が規定に基づいていない事例が見受けられる場合には、合規性の観点から

十分な検討をした上で必要に応じ規定の見直しを行うなど、より適正で効率的な行政サービスが提供されるよう努められたい。

また、管財総務課は行政事務の管理の中枢を担う部署であることから、他部署の規範となり適切な指導に当たられたい。

- イ. 令和5年10月から消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）が開始される。行政事務における取扱いについては、関係各部署と連携・調整を図りながら、遺漏がないよう進められたい。

#### <スマートシティ推進課>

- ア. ペーパーレスや押印省略を前提とした行政事務を進めるにあたっては、各種規定等を随時適切に整備していくことが求められる。関係部署と連携し、実際の運用と規定等が乖離することがないように十分留意されたい。

- イ. 国では、デジタル技術による住民サービスの向上、業務効率化等デジタル社会の実現に向け、令和3年9月にデジタル庁を発足し、自治体のDXを推進している。

自治体DXの取り組みにあたっては、ICT関連の技術的な知識と市の行政運営に関する認識の両方を併せ持ち、全体的に上手くコーディネートしながら統括されるよう努められたい。

本市の行政事務のDX化がより適切かつ迅速に進められ、市民生活の質が更に向上していくことを期待するものである。